

農地賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は右表のとおりです。

算出条件

- 1 データ数は集計に用いた筆数である。
- 2 賃借料を何俵相当額(水稻)／10a当たりとしている場合は、60kg当たり11,400円に換算している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4 「（参考）市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値である。
- 5 田の実勢借地料は、工事費は貸人、水利費等は借人が負担するものとして集計している。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
電話42-2111（内線573）

■ 田（水稻）の部

地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
木造地区	旧 町	21,000 円	26,000 円	10,000 円	51
	川 除	21,000 円	28,500 円	11,400 円	71
	出 精	24,400 円	29,400 円	15,000 円	226
	柴 田	23,400 円	28,500 円	7,300 円	218
	越 水	20,000 円	28,500 円	10,000 円	89
	館 岡	22,700 円	33,300 円	11,400 円	102
	出来島	23,000 円	32,000 円	15,700 円	10
森田地区		19,000 円	26,200 円	10,000 円	158
柏 地区		21,700 円	28,500 円	11,400 円	81
稲垣地区		26,200 円	40,000 円	13,180 円	225
車力地区		24,300 円	30,000 円	11,400 円	113
(参考)市平均		22,700 円			計 1,344

■ 畑の部

区分(市全域)	平均額	最高額	最低額	データ数
普通畑	5,400 円	10,000 円	1,240 円	54
樹園地	4,200 円	6,800 円	1,240 円	21

農作業等標準額

令和3年度の農作業等標準額を設定しましたので、農業経営の参考としてお役立てください。金額については、1日8時間労働で、いずれも賄い無しの基準としています。(単位：円／10a)

■ 農作業賃金（1日当たり）

水田および畑等一般作業：6,400円 剪定作業：10,000円 草刈り（草刈機持込、燃料代含まず）：10,000円

■ 請負料金（税込み）

- ① 畑耕起：トラクター1回3,600円（2回5,100円）、プラウ3,100円、トレンチャー・長いも34,700円、トレンチャー・ごぼう100m当たり3,100円 ※プラウ耕起および重粘土・湿地・距離等により割増し
- ② りんご園耕起：トラクター1回4,100円（2回7,200円）
- ③ レーザーレベラー：14,300円～20,400円
- ④ 肥料散布：1種類600円
- ⑤ 水田耕起：4,600円 ※標準深耕を10cmとし、深耕・重粘土・超湿地の場合割増し。パワーデスクプラウも同じ
- ⑥ 水田荒かき（2回）：3,600円
- ⑦ 水田代かき（2回）：4,100円
- ⑧ 水田の耕起から代かきまで（水管理含む）：11,300円
- ⑨ 田植機：苗なし5,700円、苗付き24,000円（苗運搬なし）※側条植えは割増し
- ⑩ コンバイン（籾の運搬含む）：結束なし11,300円、結束あり13,800円（糸付）
- ⑪ 米の乾燥・調整：60kg当たり1,700円
- ⑫ わら収集：ベラ4,100円（糸付）、レーキ1,100円
- ⑬ 畦塗り：片道100m当たり2,600円
- ⑭ マルチング：普通うね200m当たり1,600円、高うね200m当たり2,600円
- ⑮ 心土破砕機（サブソイラー）：100m当たり500円（標準深耕40cm）
- ⑯ みぞ堀機（明渠）：100m当たり2,100円
- ⑰ 農薬散布（農薬代含まず）：ヘリコプター使用の場合1,100円、ブームスプレーヤーの場合1,000円
- ⑱ 麦：播種（ロータリー式、耕起含む）3,100円、刈取り6,200円、乾燥・調整60kg当たり1,700円
- ⑲ 大豆：播種1,600円、除草剤散布1,000円、中耕・培土1,300円、刈取り6,700円、乾燥・調整60kg当たり1,600円
- ⑳ 農業用機械の運転：1日当たり8,200円

・[参考]
青森県最低賃金
時給793円
(令和2年10月改定)
・無い項目については、
双方で協議してください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
電話42-2111（内線571）

家畜の定期報告をお忘れなく

家畜（鶏を含む）飼養者は、家畜伝染予防法により、定期報告することが義務付けられています。

次の家畜の飼養者は、忘れずに報告するようお願いします。

報告対象 牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

報告内容 令和3年2月1日時点の頭羽数

報告様式 「定期報告書」様式は、市役所農林水産課で配布しています。また、つがる家畜保健衛生所ホームページからもダウンロードできます。

提出方法 市役所農林水産課まで郵送または持参

郵送先 〒038-3192 つがる市役所農林水産課

報告期限 2月26日（金）



【問い合わせ先】 つがる家畜保健衛生所 電話42-2276 市役所農林水産課 電話42-2111（内線417）

国民年金の付加年金制度について

国民年金の定額保険料に加えて、付加保険料（月々400円）を納付すると、老齢基礎年金に**付加年金**が上乘せられます。付加年金の年額は「200円×付加保険料納付月数」となっており、老齢基礎年金を2年以上受給すると、納付した付加保険料以上の付加年金を受給できます。

付加保険料を納付するには申し出が必要です。付加保険料の納付をご希望の方は、市役所または年金事務所にお申し出ください。

【注意事項】

- 付加保険料を納付できるのは、国民年金基金に加入していない定額納付者（65歳未満の任意加入者を含む）です。保険料の全額もしくは一部が免除され、または保険料の納付が猶予されている期間中は、付加保険料を納付できません。ただし、**産前産後免除期間中は、付加保険料を納付できます。**
- 付加保険料は、申し出をした月分から納付できます。申し出をした月より前の月分は、納付できません。

【問い合わせ先】 弘前年金事務所 電話0172-27-1339 市役所市民課 電話42-2111（内線261・267）

○弘前年金事務所で行う手続き（厚生年金保険の給付等）は、つがる市移動年金相談でも行えます。

移動年金相談日 日時 2月24日（水）、3月24日（水）、4月27日（火）10時～16時

場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。

予約先電話番号 0172-27-1339（弘前年金事務所お客様相談室）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止になる場合があります。

Net119緊急通報システムをご利用ください

消防本部では、令和3年2月1日より「Net119緊急通報システム」を導入しました。これは、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォン等のインターネット接続機能を利用して音声によらない通報ができるシステムです。専用アプリケーションからチャット形式で会話することができ、また携帯電話のGPS機能を利用して通報時に位置情報が送信され、外出先からでも119番通報することができます。

詳しくは消防本部ホームページ、または市役所福祉課および市社会福祉協議会にて資料を配布しておりますのでご覧ください。利用には事前登録が必要ですので、登録希望者は消防本部警防課までお越しください。



【登録の受け付け・問い合わせ先】
消防本部警防課 電話 42-7745
FAX 42-2349
登録受付時間 平日9時～16時